

措置公表年月日

当初 平成22年12月17日

最終 平成24年7月6日

平成20年度北海道包括外部監査の結果に基づき講じた措置

【特定のテーマ：一般会計における補助金の執行手続について】

改善を要する事項	講じた措置
<p><b>監査の結果</b> 第2部 個別監査内容</p> <p>[指摘事項]</p> <p>合規性について改善を求めるもの</p> <p>1 私立高等学校管理運営対策費補助金 2 私立中学校管理運営対策費補助金 3 私立幼稚園管理運営対策費補助金</p> <p>・ 私立学校の監事及び公認会計士が行う監査について 私立学校法第37条第3項3号により、監事は、監査報告書を当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出することになっており、同法第47条第1項において、学校法人は2月以内に計算書類を作成し、備え置くことになっている。</p> <p>私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく公認会計士監査は、この「理事会承認された計算書類」に対する監査意見の表明であるが、監事監査が2月以内に終了していない事例や、公認会計士の監査報告書が監事の監査終了前に提出されているといった事例が散見された。</p> <p>こうした学校法人に対して、会計原則の通り、適切に処理するよう指導すべきである。</p>	<p>各学校法人に対しては、これまでも機会あるごとに、法令の遵守、法人会計の適正処理等について指導してきたところですが、今般の監査結果を受け、これらの指摘事項等について適切に処理するよう、新たに通知（平成21年4月6日付け学事第27号）したほか、5月に実施された各学校を対象とした「概況ヒアリング」時においても再度徹底を行いました。</p> <p>指摘事項にある監査の実施時期については、毎年学事課への提出が義務づけられている「財務計算に関する書類」において、監査の実施状況の確認が可能なことから、各学校法人の状況を把握のうえ、今後も個別に指導を徹底していくこととします。</p> <p>例年実施している指導検査にあっては、指摘事項等を含めた学校運営全般について、今後も適切に対応していくこととします。</p>
<p><b>18 農地保有合理化促進事業</b></p> <p>財団法人北海道農業開発公社に対する補助金調査は、平成20年4月21日～23日に農業経営局農業経営課の3人が現地調査をしているが、調査対象の資料が膨大であり、調査担当者からは、延べ日数9日ではすべての内容は見切れないとの説明があった。</p> <p>北海道の平成20年度財務会計事務の執行方針における「補助金等交付事務の適正化」において、関与団体に対する現地調査等にあっては、より厳正な調査を期すことのできる体制で実施することとされている。</p> <p>今後においては、当該執行方針を踏まえ、現地調査の精度を高めるべく、その方法や体制について、早急に検討すべきである。</p>	<p>現地調査の精度を高めるため、平成20年度農地保有合理化促進事業実績報告書に係る現地調査（平成21年4月20日～22日）から次のとおり体制を強化することとしました。</p> <p>現地調査の事前準備の実施 現地調査事前打ち合わせ（3回）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 現地調査の体制強化の検討</li><li>・ 現地調査分担の検討</li><li>・ チェックリスト作成の検討</li></ul> <p>現地調査体制の強化 調査員の増員 3名 5名（延べ日数15日） 現地調査分担の明確化 現地調査チェックリストの作成</p>
<p><b>20 元気な地域づくり事業費</b></p>	

サンプリングで監査した中では、平成20年2月に現地調査を実施し、「委託料及び工事請負費の補助事業に係る検査調書」を作成し、その後、平成20年3月の「決定書」では、備品購入費と附帯事務費が追加されているものがあった。この追加分を現地調査したかを質問したところ、転勤になった担当者からは現地調査したとの回答ではあったが、検査調書には全く現地調査した旨の記載がなかった。

今後は、現地調査した事実は必ず検査調書に記載して、誤解のないような対応をすべきである。

事業完了に伴う現地調査について、実績報告書に係る検証内容の確認ができるよう、農政部として新たに「補助金等の額の確定に伴う現地調査確認票」を作成し、平成22年度から実施するよう各総合振興局・振興局へ通知しました。（平成22年4月1日付け農政第7号農政課長通知）

#### 農政部の補助事業全般に係る指摘事項

補助対象事業完了に伴い北海道の職員が行う現地調査については、「補助事業等及び委託業務の実績報告に係る現地調査等の実施について（平成12年3月29日付け局総第704号出納局長通達）の趣旨に沿って、「審査（調査）状況調書」をその都度作成している。

作成している調書には、審査対象とした「収支関係書類」、「契約関係書類」、「履行証明関係書類」を特定した上で、審査結果が「適正」「適合」「良好」として記載されている。

しかし、補助対象事業に係る調査手続の内容及び方法については、調査前の打合せメモや各人別の調査事項分担表、調査内容の記述書や指摘事項一覧等の書面が作成されていないものも見受けられ、また、過去からの指摘事項、改善事項、現地調査の調査方法、現地調査方法の深度等についての共通的なツールがないことから、調査員の資質・調査能力に任せきりで終了しているものもあり、調査した結果としての意見形成過程等は「審査（調査）状況調書」に記載されていないことから、現地調査の結果に至る根拠は外部の第三者には不明瞭である。

今後は、現地調査の深度の明確な説明や調査内容が十分であったことが検証できるように、現地調査した結果のみならず、その心証形成の過程を審査（調査）状況調書の中で明確に文章化しておくべきである。

事業完了に伴う現地調査について、実績報告書に係る検証内容の確認ができるよう、農政部として部内の共通的な検査の着眼点、確認を要する書類等を整理し、新たに「補助金等の額の確定に伴う現地調査確認票」を作成し、平成22年度から実施するよう各総合振興局・振興局へ通知しました。（平成22年4月1日付け農政第7号農政課長通知）

#### 24 森林環境保全整備事業費

造林事業竣工検査要領において、下刈事業で5ヘクタール以上の施行地は、全件現地調査することになっているが、該当箇所の一部に「現地調査済」の押印がされていないものがあった。

また、同一の補助対象事業で、申請書、実績報告書、検査調書での面積が異なっているものや、検査過程での指摘事項、改善事項があると思われる事案について、文書化されていないものがあったので、今後は現地調査報告書の中で

「現地調査済」の押印及び申請書、実績報告書、検査調書の面積の相違については、検査後の書類確認及び検査員との連絡不足により生じたと考えられます。

このことから、竣工検査員の資質向上を図るため、検査員に任命される職員に対し、より一層、補助制度の要件や現地検査方法の習得などに努められるよう研修会等を開催するよう通知を行いました。（平成20年10月21日付 森整第913号 森林整備課長通知）

<p>意思形成までの過程をより一層、明確に文章化しておくべきである。</p>	<p>また、検査過程での指摘事項・改善事項の記載については、記載するような事項が発生した場合に「造林事業竣工検査調書」へ記載するよう、造林事業竣工検査要領を改正しました。（平成21年4月21日付 森林第170号改正）</p>
<p><b>[ 指摘事項 ]</b></p> <p><b>制度について改善を求めるもの</b></p> <p><b>4 地域政策総合補助金</b></p> <p>補助金の金額の決定において、補助対象経費の2分の1以内という定めがあるが、ソフト事業において、事業遂行上、相当の収入が見込める事業であっても、事業精算書におけるその他の収入の金額は、実際の収入と異なると思われる金額が記載されていると史料されるものが多数発見された。</p> <p>補助金の申請時には、事業に係る補助対象経費のみを基礎として補助金額を決定しているため、補助対象経費が使われたかという点のみが重要視され、たとえその事業に係る収入があったとしても、自己資金に取り入れられてしまい、経費の補充とすべき収入が精算書に計上されていないと推察される痕跡が伺えた。制度上、その他の収入を自己資金として取り扱う旨が定められているが、本来、事業精算書には、経費の内容のほか、事業に係るすべての収入を掲載し、補助金自体の必要性の検証を行うべきであり、制度の改正が必要であると考えます。</p> <p>この点については、平成21年度からソフト事業における収益の把握について、そのすべてを事業精算書に計上することを求めることとしており、早急な改善が期待される。</p>	<p>平成21年度の運用方針（平成21年5月制定）において、その他収入の取扱いに関する規定を設けました。</p> <p><b>【改正概要】</b></p> <p>ソフト事業における収益の把握について、そのすべてを事業精算書に計上し、補助金自体の必要性の検証を行うこととするため、運用方針の関連条文の改正等を行いました。</p> <p>補助対象事業に関する規定の改正（運用方針第6項第2(1)関係）</p> <p>原則として補助対象外である「事業主体の経費負担のない事業」を「入場料収入などを自己財源とみなして補助対象とする」特例規定について、入場料などの収入については「その全額を事業主体の経費負担（自己財源）とする」ことを明確にする内容に改正しました。</p> <p>補助金の算定に関する規定の追加（運用方針第6項第2(2)関連）</p> <p>入場料などの収入を事業主体の経費負担（自己財源）として計上することにより、事業精算段階では、事業主体の自己財源が補助対象経費の2分の1の額を上回る場合も想定されることから、その部分については補助金自体の必要性がなくなるものとし、その上回る額を補助内示額から控除して補助金額を算定する規定を追加しました。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度運用方針 第6</li> <li>「補助金額の算定」2 ソフト事業</li> <li>(1) 第3の2の(2)のアにおける参加負担金や入場料等の収入については、その全額を事業主体の経費負担（自己財源）として算定するものとする。</li> <li>(2) 事業主体の経費負担（自己財源）が補助対象経費の2分の1を乗じて得た額を上回る場合には、その額を控除した額を限度（その額が補助金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、補助金額を算定するものとする。</li> </ul>
<p><b>[ 監査の結果に添えて提出する意見 ]</b></p> <p><b>将来的に現行制度の改革を求めるもの</b></p> <p><b>1 私立高等学校管理運営対策費補助金</b></p>	

## 2 私立中学校管理運営対策費補助金

## 3 私立幼稚園管理運営対策費補助金

- ・ 補助金収入が生徒等納付金を上回っている状況について

地方の学校法人の場合は、生徒（園児）数が極端に少なく、このような現象が生じるのは、現在の補助金の配分基準ではやむを得ないと思われるが、学校法人の自主性・自立性の見地から望ましくないと考える。

該当する学校は幼稚園で約22パーセント、高等学校で約7パーセント、中学校で約7パーセントであるが、このうち高等学校及び中学校については、補助金収入がわずかに生徒等納付金を上回っている程度であり、問題とはならないが、幼稚園にあっては、配分方式の見直しを検討する必要がある。

少子化の影響による園児数の減少は、今後も進行し続け、地方にあってはその傾向が特に顕著であることから、地域の状況等に配慮しつつ、学校法人の自主性・自立性を高めていくような方向で、平成21年度から「私立幼稚園管理運営費補助金配分基準」の見直しを行いました。

### 【見直し内容】

「私立幼稚園管理運営費補助金配分基準」における配分調整の規定について、「園児数が10人未満の幼稚園に関する減額調整」の規定を新たに追加しました。

## 4 地域政策総合補助金

当該補助金は、北海道が主体的にその採択を決定できる制度となっており、交付要綱において民間に対する交付も認められている。しかしながら、当補助金の本質からかんがみ、民間が行う事業へ直接補助金を出す場合、地元の市町村がどのようにかかわっているのか、明確にすべきであると考えます。

今回の監査において、この点が不明な案件が散見されたが、地域活性化の主体は市町村であるという認識から、民間の事業の場合、市町村がどのように支援しているのか、明確な証拠を残すべきと考える。たとえ、財政的支援がない場合であっても、本補助金の対象事業とするのであれば、市町村による施設の提供や人的支援などを行うことを事前に確認すべきであると思料される。

また、民間事業に対して本補助金を交付する場合、事前の審査は当然重要ではあるが、交付後の効果を立証しなければ補助金の公平性に瑕疵が生ずる。この観点から補助金の効果の測定という点では、補助金交付後、一定期間にわたる検証手続を求めることが必要と考えられるが、現在はそのような検証手続は採用されてい

地元市町村の関わりの明確化については、平成21年度の交付要綱（平成21年5月制定）において、補助金の申請書の提出を事業実施地（又は団体所在地）の市町村長を経由し提出する旨規定し、申請様式に市町村支援についての記載欄を設けたほか、運用方針において、市町村が関与している事業を優先的に採択する事業にする等、市町村の関わりを確認できる仕組みとしました。

### 【改正内容】

平成21年度交付要綱

第7

補助金の交付を受けようとする者は、（略）事業実施計画書を支庁長に提出するものとする。ただし、支庁長が適当と認める者が実施する場合には、事業実施地（又は団体所在地）の市町村長を経由の上、支庁長に提出するものとする。

平成21年度運用方針

### 【別表5】

< 優先的に採択する事業 >

2. ソフト系事業

・ 区分：3 多様な主体の連携の促進

・ 対象事業 支庁長が適当と認める者が実施する事業にあっては、市町村が関与（財政支援又は人的支援等）をしている事業

民間事業（交付金3,000万円以上のハード事業）に係る交付金交付後の効果検証については、平成23年度要綱において次のとおり規定しました。

### 【改正内容】

平成23年度交付要綱

第12の2

ない。特に、金額が大きいハード事業等において、少なくとも3年から5年の期間にわたり、例えば、毎年事業報告の提出を求め、また、フィールドにおける検証手続も実施するなど、公的資金である補助金を交付した者の責任として方策を講じる必要があると考える。

さらに、上記の効果の測定における定義も明確にする必要がある。すなわち、地域活性化についての尺度をどのように考え、住民が納得し得る計測方法及び評価を立案するため、慎重に検討する必要がある。その結果、住民にも簡単に理解できる補助金の効果が測定できることで、補助金の公的使命が立証でき、行政の責務が全うされるものと考ええる。

### 13 小規模事業振興指導費補助金

経営改善普及事業制度は、戦後の経済復興期に、中小企業の育成を念頭に、商工会や商工会議所の結成を促し、また、その機能として会員である小規模事業者に対する経営指導を推進するために導入されたものであり、本補助金は、このような制度の促進定着を目的とした補助金制度と考えられる。

しかしながら、戦後60年が経ち、その間、バブル経済を経験し、平成の大不況も経験した本道経済は成熟期を過ぎ、人口も減少している現在は、経済の下降期であり、中小企業への公的支援の必要性は様変わりしており、中小企業診断士や税理士などの経営指導の専門家が社会に浸透している環境において、このような制度が50年と言う長期間にわたり継続していることについて疑問がぬぐえない。

仮に、経済産業省がこの制度を維持するのであれば、国が直接、補助金を北海道商工会連合会及び北海道商工会議所連合会に対して支給し、それぞれの連合会が補助金の配分を行う形にすることで、北海道として事務経費（およそ2,100万円）の削減が可能であると考ええる。また、この方法により、組織のスリム化、効率化が民間の自主的な判断により促進され、ひいては経済活性化にもつながるものと考ええる。

また、これまで北海道が独自財源を使い、支庁経由でこれらの各団体に支給していた、記帳機械化にかかわるオンライン化推進費及び事務局人件費補助は、平成24年度を目途に廃止が決定されており、各団体の一層の自助努力が促されている。特に、小規模な団体においては、合併・広域連携などの手段により、組織としての効率化を図ることが急務と考えられ、北海道としては、市町村合併ばかりではなく、商工会等についても積極的に組織強化を推進すべきと考える。

### (6) 事業完了後の効果検証

ア 農業振興施設等整備事業、漁業振興設備等整備事業、産業活性化支援施設整備事業の事業区分で事業採択され、3,000万円以上の道交付金を受け、これを他の団体等に補助した交付事業者は、交付金の交付を受けた年度の翌年度以降3年間、各年度の終了後3ヶ月以内に、事業効果報告書（別記第8号様式）を総合振興局長・振興局長に提出しなければならない（継続事業で複数年度に渡り交付金を交付された場合は、最終交付年度の翌年度以降3年間とする。）。

イ 総合振興局長・振興局長は、上記アで提出のあった事業効果報告書の内容について、交付事業の効果の確保を図るため必要があるときは、交付事業者に対し調査等を実施し、助言、指導等を行うものとする。

商工会・商工会議所の組織としての効率化による効果的・効率的な事業執行に向けて、平成18年度から補助制度の仕組みを見直し、事務局設置費の補助単価の縮減や広域連携に向けた取組を促進するための活動費の措置を行ってきたところです。

さらに、より一層の効果的な事業執行に向け、安定的、持続可能な財務基盤の確立や広域連携による効果的な組織体制づくりなどを進めるため、道では、外部の有識者で構成される商工業振興審議会の「中小企業振興方策のあり方検討部会」での議論も踏まえ、平成22年2月、新たに「商工会・商工会議所の振興方策」を策定したところです。

この中では、組織・財務基盤の強化、組織運営の効率化、小規模企業等に対する経営支援サービスの提供、新たな地域課題への対応、職員の資質向上の5項目についてそれぞれ具体的な取組事項を挙げて、商工会・商工会議所が地域で果たす役割やこれに応えるための組織運営などについて、今後目指すべき方向性を取りまとめており、今後は、商工会連合会、商工会議所連合会と協議しながら、当該方策の実現に向け具体的な取組を進めていくこととしています。

[ 監査の結果に添えて提出する意見 ]

指摘事項までは至らないが、現状において改善等が可能と思われるもの

- 1 私立高等学校管理運営対策費補助金
- 2 私立中学校管理運営対策費補助金
- 3 私立幼稚園管理運営対策費補助金

・ 渉外費の内容について

私立学校の中には、多額の渉外費を支出しているものが発見された。経済倫理の弛緩から給与の性格的な支出が渉外費（交際費）に紛れ込んでいるおそれも大いにあり、このような性格の費用を抑制することが求められる。北海道による指導検査の際にも必要に応じた指導はなされているが、今後とも、このような対応を継続していく必要があると思われる。

・ 貸付金の内容について

理事長個人に対し、多額の貸付を行っている学校法人が発見された。補助対象となっていない経費及び支出には、学校法人の運営に多大な影響を与える可能性のある経費及び支出があるため、特に、北海道は学校法人に対し、貸付金の理事会議事録、稟議書、契約書等により、貸付に必要な手続が適正に行われていることを確かめ、貸付目的、貸付条件等の調査等を行い、理事等役員に対する学校運営に関係のない貸付けが見受けられた場合には、役員に早期に返済を行うように要求する等、適正な財務運営に努めるよう指導すべきであると考え。なお、実際に理事長等に貸付を行っている学校法人では、利息を受け取っていない場合が多く見られた。

北海道による指導検査の際にも、必要に応じた指導はなされているが、今後とも、このような対応を継続していく必要があると思われる。

・ 私立学校の情報公開の必要性について

私立学校の経営者は、設置者負担の原則に基づき、自主的にその財政基盤の強化を図り、教育水準の維持及び向上や、特色のある教育の充実に努める必要がある。

一方で、私立学校の経営者は、収容定員の遵守など、法令等に基づいた公正な学校経営に努めなければならないことは言うまでもなく、加えて、園児・生徒に係る修学上の経済的負担について、軽減を図るよう絶えず配慮し、学校経営を行っていく必要があると考え。

こうした点を踏まえ、私立学校の経営者には、保護者や納税者である道民に対し、経営内容等に係る情報を積極的に公開する必要性

各学校法人に対しては、これまでも機会あるごとに、法令の遵守、法人会計の適正処理等について指導してきたところですが、今般の監査結果を受け、これらの指摘事項等について適切に処理するよう、新たに通知（平成21年4月6日付け学事第27号）したほか、5月に実施された各学校を対象とした「概況ヒアリング」時においても再度徹底を行いました。

例年実施している指導検査にあつては、指摘事項等を含めた学校運営全般について、今後も適切に対応していくこととします。

について、北海道として指導していくべきであると考え。

- ・ 私立学校に対する指導検査  
学事課の指導検査が、監査委員の実施する財政的援助団体等監査の直前に実施されている場合又はその逆の場合が見受けられたが、非常に効率が悪く、私立学校側への負担も大きい。  
このことから、学事課において、検査計画の策定に当たり、検査が効率的に行われるよう、財政的援助団体等監査の実施状況を踏まえるとともに、監査結果の把握を行い、指導検査の精度を高めることが必要と考える。  
このような取組は、私立学校側の費用や手間を軽減し、ひいては北海道の財政的、人的資源の軽減につながると考える。

包括外部監査による改善意見を受け、平成21年度からは、年間の指導検査計画を策定する際は、予め、監査委員事務局から検査対象に係る情報を入手し、特に必要と認める場合を除き、監査委員が実施する財政的援助団体に係る監査と重複することがないよう、十分配慮した計画とすることとしました。  
また、指導検査を行う際には、当該課が実施する指導検査及び監査委員が実施する監査における過去の実施状況も踏まえて実施し、検査の精度を高めることとしました。

## 6 老人福祉施設整備事業費補助金

補助事業の執行結果の確認は、補助事業の適正性を担保する上で重要な手続である。したがって、現在の確認作業に加えて、全案件あるいは一定規模以上の補助金については、補助対象先から施行者に対する決済の確認、補助対象先法人の計算書類等の入手による補助金受入処理や資産計上処理の確認等、さらに精度の高い確認方法の検討が必要である。

補助事業の執行結果について、さらに精度の高い確認方法を定め、各保健所あて通知しました。（平成21年6月16日付け高福第568号）

### 【確認方法】

補助対象先から施行者に対する決済の確認  
補助事業者の支出決定又は請負業者からの領収書などの確認等を行うこととしました。  
補助対象先法人の計算書類等の入手による補助金受入処理や資産計上処理の確認  
法人の収入に係る計算書類等の確認等を行うこととしました。

## 7 軽費老人ホーム運営費補助金

当該補助金の執行結果報告においては、現在の実績報告の形式では補助対象先法人の収支の一部が報告されるのみで、収支の全体像が把握できず、補助金申請の適正性、補助金受入処理の適正性の確認が十分とは言えない。補助対象先法人の財務諸表の入手とそれによる確認が必要である。

また、指導検査部門との情報の共有も必要不可欠であり、当該補助事業の有効性の担保のため、補助対象先法人の指導検査情報の活用を図るべく検討が必要である。

補助事業の執行結果については、これまでも会議等を通じ確認行為の徹底について周知を図ってきたところではありますが、今回、改めて、法人の財務諸表等の確認及び、指導検査部門との連携の強化について、平成22年7月20日付け高福第744号により、各総合振興局あて通知しました。

### 【確認方法】

補助対象先法人の収支の全体像を把握し、補助金申請及び補助金受入処理の適正性の確認を十分に行うため、4月の実績報告の際に必要な応じて現地において行っている財務諸表等の確認や、毎年6月末までに各法人に提出される社会福祉法人現況報告書に添付される財務諸表等の確認等を徹底することとしました。

各総合振興局社会福祉課における指導検査担当及び補助事業担当においては、当該補助事業の有効性を担保するため、補助対象先法人の指導検査情報の活用に向けて、より一層の連携強化を図ることとしました。

9 乳幼児医療給付事業費補助金  
 10 ひとり親家庭等医療給付事業費補助金  
 11 重度心身障害者医療給付事業費補助金

当該事業は市町村の実施する医療給付事業に対する補助事業であり、受給対象者に対して北海道が直接補助金を支給するものではない。したがって、市町村における利用者の高額療養費立替回収漏れは、直接は市町村の問題である。しかしながら、間接的に北海道の補助金が過大に支給されたことは北海道の問題でもあり、これに対しては、今後の予防的改善策を検討する必要がある。具体的には北海道が市町村に対して実施する指導検査内容の検討である。

補助金を交付する立場として、補助先である市町村が実施する給付等の事務処理の適正性に関する指導検査に当たっては、指導検査の実効性をより向上させるため、指導検査対象項目の意味の十分な理解、過去の不備事項に対する改善指導の徹底、指導検査先の選定における過去の指導事項の状況、検査対象項目のサンプリング範囲や抽出件数の工夫等、具体的改善方を早急に検討する必要がある。そして、指導検査が形骸化しないよう、常に懐疑的態度をもって指導検査に臨むことも重要である。

市町村に対する事務指導検査の実効性を向上させるため、「北海道医療給付事業事務指導検査要領」を改正し、平成21年4月1日から施行しました。

「事務指導検査要領」の主な改正内容

- ・事務指導検査において確認すべき内容が明確となるよう、事務指導検査項目及び検査内容の全面的な見直しを行い、検査項目等をより具体的な内容としました。
- ・事務指導検査における指示事項が市町村において確実に改善されるよう、全ての指示事項について文書により指導し、文書により改善状況の報告を受けて、改善状況を確実に把握するとともに、改善状況が不十分な場合には、指導の徹底を図ることとしました。
- ・検査対象市町村の状況に応じた事務指導検査となるよう、市町村に対し、新たに「事前提出資料」の提出を求め、各保健福祉事務所において、検査対象市町村の実施状況や問題点の検討を行い、重点的に指導する項目等を整理し、必要な確認項目を追加するなどして実施することとしました。なお、「事務指導検査要領」の改正内容及び事務指導に当たって必要な検査員の視点等について、テレビ会議を開催し各保健福祉事務所担当者に対して周知徹底を図りました。

17 畜産環境保全施設整備特別緊急対策事業

毎年の事業計画書で年度予算書及びリース事業借受除外者リストが提出されており、支払金額の妥当性は検証できるとのことであるが、今後は、補助金受給者リストを整備することが望ましい。

平成21年度に「補助金受給者リスト」を整備し、事業主体である社団法人北海道酪農畜産協会等から毎年提出される事業計画書と突き合わせることで、当該事業に係る補助金支払額を確認しております。

22 畜産担い手育成総合整備事業費

繰越明許費（翌債）が発生した補助金に係る事業報告は、「補助事業等執行遅延報告書」が提出された後に「事業完了に係る調査・審査状況調書」が作成されているが、事業が完了していない以上、「事業完了に係る調査・審査状況調書」ではなく「事業執行に係る調査・審査状況調書」の題目にすべきと思われるものがあった。

繰越明許費（翌債）に係る事業報告に当たっては、支庁独自様式の「事業完了に係る調査・審査状況調書」は取り止め、道の事業実施要領に基づく「現地調査結果報告書」のみによる報告に改めました。